# 第10回検察運営全般に関する参与会議事要旨

### 1 開催日

平成29年1月31日(火)

# 2 開催場所

最高検察庁大会議室

#### 3 出席者

(1) 参与

荒中参与,大久保惠美子参与,佐伯仁志参与,高橋俊介参与, 田島良昭参与,林正和参与,原田國男参与,横田洋三参与

(2) 最高検察庁

西川克行検事総長,八木宏幸次長検事,片岡弘総務部長,小川新二監察指導部長,甲斐行夫刑事部長,稲川龍也公安部長,榊原一夫公判部長,大場亮太郎新制度準備室長,上冨敏伸刑事政策推進室長

# 4 議事の要旨

検事総長挨拶の後、最高検察庁から、取調べの録音・録画の実施状況、監察の概況等について説明し、参与から意見をいただいた。参与の意見の概要は次のとおりであった。

- 検察改革が着実に進んでいることが分かり、心強く感じた。
- 取調べの録音・録画の件数が増加したことにより、職員の業務負担が増えていると思われるので、業務の効率化にも努めるべきである。
- 知的障がい者の取調べの録音・録画について、全過程を録音・録画する割合が増えてきているのは望ましいことである。
- 取調べの録音・録画に関連して、黙秘する被疑者への対応が課題になりつつ あるという気がする。
- 取調べの録音・録画が実施されるようになり、監察案件が非常に少なくなってきていることはいい傾向だと思う。
- 監察対象案件の全体の数が減ってきたことはよいことだと思う。パターン別に対策等を検討すると有意義だと思う。
- 刑の一部の執行猶予制度との関係では、認知症・高齢者の処遇や再犯防止も 検討すべきである。
- 昨年末に成立した再犯防止推進法とも関係するが、刑事司法と医療や福祉の 連携を更に密にしていく必要がある。その際、地域社会との連携という点で検 察事務官の役割に期待している。

- 刑事訴訟法等の改正による新しい制度に人材育成の観点からも対応すること が重要である。
- 職員の指導育成については、専門家の支援を受けた上で面談を行うなどの個別支援についても考えてよいのではないかと思う。
- 検察事務官の処遇等を改善することは、検察全体の強化にもつながると思う。
- 検察事務官の処遇の改善が実現できるよう取り組んでいただきたい。
- 検察官と検察事務官が一体感をもって仕事をすることが求められると考える。
- 検察改革、刑事訴訟法等の一部改正、取調べの録音・録画の実施等については、マスメディアや学会等に情報提供していく努力をするとよいのではないか。また、国連人権理事会の普遍的・定期的レビューや自由権規約委員会における政府報告審査の際に詳しく説明して我が国の刑事司法の現状を理解してもらうことも重要である。
- 通訳人との勉強会等を通して諸外国の制度等に関する情報共有を図ることが 必要である。
- 金融証券の分野では、IT化・国際化が進み、証券取引自体が非常に煩雑化している現状があるので、検察における専門性の向上の取組においても配慮していただきたい。
- 検察の業務が増加しているので、職員を増員すべきである。